



◆ 自宅の耐震診断

耐震診断は大地震が起こっても自宅が倒壊しない耐震性(強さ)があるかを見極めるための調査です。自宅が危険でなければ、避難所に避難する必要はありません。そのためにも耐震診断を!

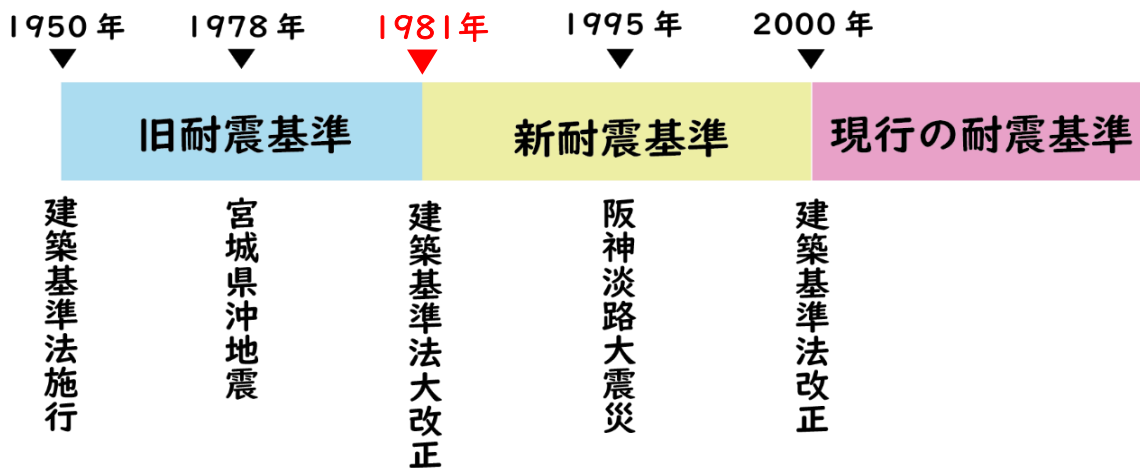
大きな地震の震源地ではない福島区で、1981年以降に新耐震基準で建てられていても、2018年の大阪北部地震と、2024年の能登半島地震の揺れを受けており、見た目ではわからないダメージを受けている可能性があるため、専門家の耐震診断を受けるのが安心・安全

○耐震診断問診表

- ・自宅を建てたのはいつ頃かを確認
- ・目に見えて傷んだところはあるかを確認

◆ 新建築基準の建物ですか?

ご自宅が旧耐震基準と新耐震基準のどちらの基準で建てられたかを確認し、新耐震基準以前の建物の場合は耐震診断を実施して大地震が起こっても安心して自宅避難できる環境をつくりましょう



1981年以前の建物は骨組み(構造)が弱い可能性があり、大震災が起こった時、大きな被害を受ける可能性が予想されます

- 旧耐震基準: 震度5程度の中規模の地震で大きな損傷を受けないこと
- 新耐震基準: 中地震では軽微なひび割れ程度の損傷にとどめ、震度6程度の大規模な地震で建物の倒壊や損傷を受けないこと

※あくまでも建物の基準で、住人への配慮は無し



◆ 大きな揺れでダメージが残ってる?

地震による建物の安全性を確保するための最低基準で耐震基準という評価基準があり、さらに、耐震等級という2000年4月1日施行の「住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)」に基づく「住宅性能表示制度」の評価項目の一つがあります。

耐震等級1、耐震等級2、耐震等級3は、それぞれ「倒壊防止」「損傷防止」の二つの観点から基準が定められていますが、大きな地震1回のダメージでの倒壊や損傷防止基準であって、2回目の地震に適合される判定基準ではありません。上記の2015年建てられた住宅は耐震診断を行い、適切な補強で住宅の安全性を高める必要があります。

大阪で1981年の新耐震基準で建てられた建物は、すでに3回の大きな地震波を受けています

	阪神淡路大震災	大阪北部地震	能登半島地震
発生日時	1995年1月17日	2018年6月18日	2024年1月1日
大きさ (マグニチュード)	M7.3	M6.1	M7.6 M7.3
最大震度	7(大阪:4(6強))	7(大阪:6弱)	7(大阪:4)
大阪での 揺れ時間	20秒間	数秒間	約20秒間

2024年の能登半島地震で倒壊した家は2007年、2022年、2023年の地震のダメージが蓄積され2024年の地震時に住家全壊が8千棟を超えた事になった原因の一つと考えられています。

参照:地震本部 石川県に被害を及ぼした主な地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_chubu/p17_ishikawa/

集合住宅(マンション)においても同様に、自らのマンションについて耐震改修等の対策が必要か否かの判断基準となります。耐震改修等をどの程度まで実施するかを検討する材料として実施を!



◆ 耐震診断・耐震改修を!

その9で記載しているように、大阪市は土砂で埋め立てられた軟弱な沖積粘土層の平野です

関西圏地盤情報ネットワーク

(<https://www.kg-net2005.jp/study/osaka.html>)

また、その9で記載しているように、建築基準に沿って建てられている頑丈で大きな建物でも、軟弱な地盤に建てる時は、杭を打ち込んでその上に立っています

現状では、建築物の耐震診断が地上部分を対象としており、基礎の耐震化率は不明です

基礎構造を含めた建築物全体としての耐震性能が確保されていなければその補強効果は確保されたことにはなりません

特に1984年以前に建てられた多くの建物は、地震時水平力を考慮しない杭の設計をおこなっていたため、大きな地震においては多くの杭に被害が生じています

戸建てやマンションなど、耐震診断・耐震改修などを実施して大災害でも安心して住める環境の構築をしましょう

大阪市では、耐震診断・耐震改修等に要する費用の一部を補助する制度があります

大阪市都市整備局にお問い合わせください

民間戸建住宅等の耐震診断・改修等補助制度

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000370839.html>)